

島根・出雲國庁跡（第一一号）

所在地 島根県松江市大草町

調査期間  
一九六八年（昭43）八月～一九七〇年一二月

発掘機関  
松江市教育委員会

4 調査担当者 山本清・坪井清足・町田章ほか

遺跡の種類  
官衙跡

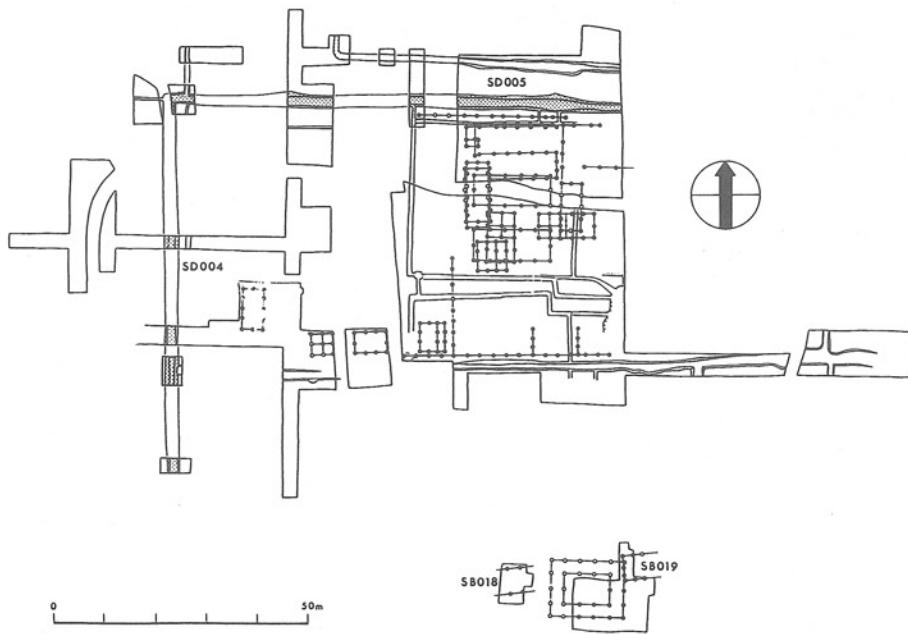
6 遺跡の年代 七世紀末～九世紀

7 木簡の新文・内容

出雲国序跡出土木簡については、これまで二点について釈文・写



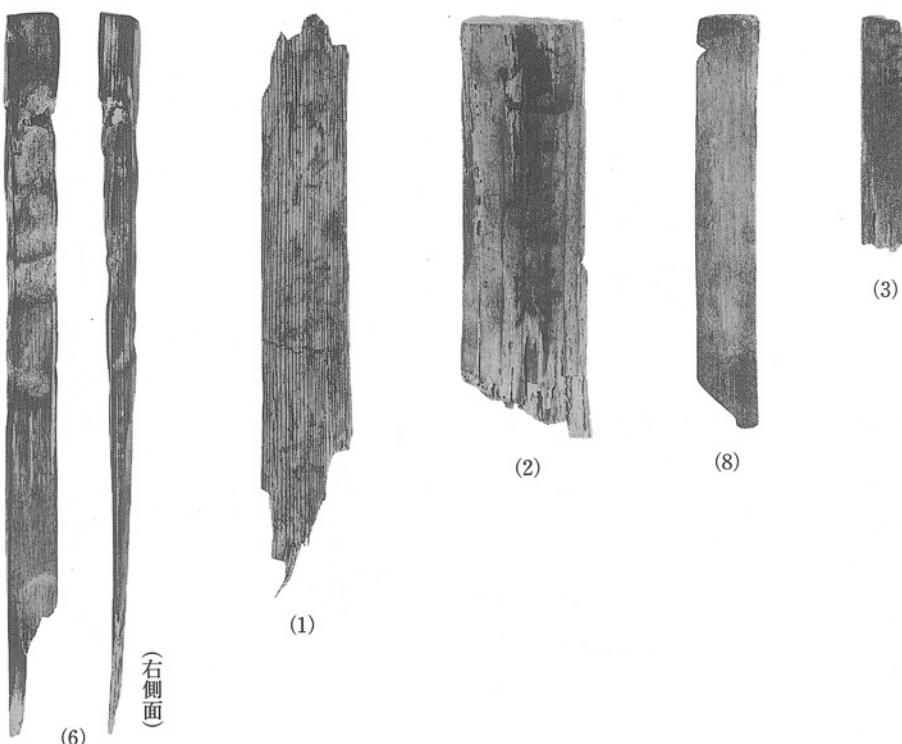
(松 江)



## 出雲国庁跡における木簡出土遺構（網かけ部分） （『八雲立つ風土記の丘周辺の文化財』より一部加筆転載）

## 釁文の訂正と追加

| (1) | 大原評                     | □磯部 安□      | (152)×23×3    | 081 | 11 | (1) |
|-----|-------------------------|-------------|---------------|-----|----|-----|
| (2) | 「進上兵士財                  | □□<br>〔月万カ〕 | (114)×34×5    | 019 | 11 | (2) |
| (3) | □マ」一百代                  |             | (62)×(13)×3   | 081 | 11 | (3) |
| (4) | □ □                     |             | (105)×52×8    | 019 |    |     |
| (5) | □□                      |             | 217×16×4      | 081 |    |     |
| (6) | □<br>〔中<br>カ〕           |             | (191)×(13)×10 | 015 |    |     |
| (7) | □<br>□<br>〔八<br>月<br>カ〕 |             |               |     |    |     |
| (8) |                         |             |               |     |    |     |



また、遺物整理過程で新たな木簡も発見されている。新出の木簡には釁讀できるものは少ないが、地方官衙遺跡出土木簡では「」く例の少ない〇一五型式の木簡など重要な木簡が含まれている。なお、(3)には訂正箇所はないが、再検討結果を合わせて報告したい。

木簡出土遺構は、(1)が南北溝SDOO四、(2)(3)が東西溝SDOO五であるが、(4)~(10)については詳細は不明である。また、SDOO四・OO五も七世紀から九世紀まで一貫して利用されており、出土状況から年代の判定を行なうのは困難である。

## 8 木簡の釁文・内容

142×7×6 011

付札状木製品  
の断片



(8) 「」(墨点)

(111)×(16)×4 061

(1)は板目、上端・下端は欠損する。裏面にはハギトリ状ケズリが施されている。□磯部は全体で氏族名の可能性があるが、「磯」の上の文字は他の文字と若干筆が異なるようで、異筆とも考えられ断言できない。機能的には荷札木簡の他、安□を人名とみると、歴名部分を有する木簡の可能性もある。

(2)は板目、上端は平面ケズリが施され、下端は欠損。表面にはハギトリ状ケズリが確認される。裏面は欠損。軍團から兵士を國府へ進上した文書木簡か、その際に作成された帳簿木簡であろう。また、「財」の左上方に圧痕状の線刻が認められる。

(3)は板目、表裏両面ともハギトリ状ケズリが確認され。上端・下端は欠損。「代」の下には文章は続かず、代制による田籍を示した木簡である。

(4)は板目、上端には平面ケズリが行なわれており、下端は欠損。表面にはカットグラス状ケズリが施され、裏面にはケズリはない。

(5)は板目、上端・下端ともキリ・オリ技法によって切り離されているが、木簡本来のものか二次的なものかは不明。表面にはハギトリ状ケズリが確認でき、裏面も恐らくハギトリ状ケズリが施されていたと考えられる。上下に浅い切り込みがある。

(6)は板目、上端は平面ケズリ・側面ケズリ加工がなされている。

下端は欠損。表裏両面ともカットグラス状ケズリを確認できる。側面に穿孔があるが、焼けた痕跡は認められない。墨書は一文字めの右半分が残つており、ほぼ中央で縦に半裁されているものと考えられる。「中」の文字からすると、三等の考第がたてられる郡司・軍団少毅以上、史生、資人、国博士・医師、外散位に關係する考課木簡であった可能性が高い。

(7)は板目、上端は両側面からのキリによつて、下端は右側面からのキリ・オリによつて切断されている。これは二次的な加工によるものか。表裏両面にハギトリ状ケズリが確認できる。

(8)は板目、上端は側面ケズリが施され、側面にキリカキによる切り込みが認められる。表裏ともにハギトリ状ケズリがなされる。下端は斜めに削つて幅を細めており、この部分は右側面からキリ・オリによつて切斷されているので、棒状になつていた可能性が高く、切り込みの性格については問題が残るが、題籤軸の可能性を考えておきたい。

この他、墨痕のない付札状木製品の断片一点がある。

## 9 関係文献

平石 充「出雲国庁跡出木簡について」(島根県古代文化センター『古代文化研究』三 一九九五年)

(平石 充〈島根県埋蔵文化財調査センター〉)